

2019年9月吉日

キャッシュカード規定の改定について

平素は、西日本シティ銀行をご利用いただき、誠にありがとうございます。

この度、当行では、「西日本シティキャッシュカード規定」および「西日本シティ I C
キャッシュカード規定」を以下のとおり改定いたしますので、お知らせします。

1. 改定後の内容

(解約、カードの利用停止等) *下線部が改定箇所

(3) ①発行したキャッシュカードを当行所定の方法により送付したにもかかわらず、通常到達すべき時に、キャッシュカードの受取がなかった場合には、当行はキャッシュカードの利用を取りやめたものとみなし、キャッシュカードを破棄またはキャッシュカード契約を解約することができます。

②前号によりキャッシュカードが破棄され再度キャッシュカードの発行を希望される場合、当行所定の再発行手続きが必要となります。

③第1号によりキャッシュカード契約が解約された場合、自動機利用によるキャッシュカード取引ならびに通帳による預金の払い戻しができなくなりますのでご注意ください。再度、自動機をご利用される場合には、新規にキャッシュカード契約の申込が必要となります。

2. 改定する規定

- 西日本シティキャッシュカード規定
- 西日本シティ I Cキャッシュカード規定

3. 実施日

2019年10月1日